

6. 病弱・身体虚弱に関する基本的な理解と支援の手立て

(1) 病弱・身体虚弱の概要

病弱とは、心身の病気のために継続的又は繰り返し、医療又は生活規制※が必要な状態です。身体虚弱とは、病気ではないが心身の不調が続き、病気にかかりやすいなど、継続して生活規制が必要な状態です。なお、原因は、はっきりしないが、病気にかかりやすい幼児、頭痛や腹痛などいろいろな不定の症状を訴える幼児、医師から生活規制が継続して必要と診断された幼児、短期間で退院したが原因不明の不調状態が続いたり、体力的に通常の間帯での園活動に参加したりすることが困難な幼児なども含まれます。ただし、極めて短い期間だけ医療等が必要となる程度の風邪のような一過性のものは該当しません。

※「生活規制」とは、園生活上又は日常生活上で留意すべきことなどです。例えば、健康の維持や回復・改善のために必要な服薬や園生活上での安静、食事、運動等に関して留意しなければならない点などがあることを指します。

(2) 病弱・身体虚弱のある幼児などに見られる行動等の特徴

対象となる病気の種類が多く、病気の状態や背景なども多様ですが、比較的多く見られる疾患は、気管支喘息、腎臓病、筋ジストロフィー、悪性新生物、心臓病、糖尿病、血友病、整形外科的疾患、てんかん、重症心身障害、アレルギー疾患、肥満などです。病弱・身体虚弱のある幼児などは、以下のような行動的、心理的特徴が現れることがあります。

- ・医師や看護師、心理の専門家等による治療だけでなく、日常生活への不安、病気や治療への不安、生活規制等によるストレスなどを病弱・身体虚弱のある幼児などなりに感じている。
- ・入院時に家族や友達と離れた孤独感などから、心理的に不安定な状態に陥りやすく、健康回復への意欲を減退させている場合が多い。
- ・家族や先生など自分に関わってくれる人に対して、心配をかけることは悪いことだと思ったり、病気の回復が思わしくなかったりすることで自己不全感をもちやす

い。

- ・長期にわたる療養経験から、積極性、自主性、社会性が乏しくなりやすい等の傾向が見られる。
- ・乳幼児期に手術等を受けている場合には、その治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けていることが多いため、発達に必要な体験が不足することがある。
- ・病気によっては、病院へ入院し、退院後も引き続き通院や感染症予防等が必要なことがあるため、退院後すぐに入院前にいた園等に通園することが難しい場合がある。
- ・食物アレルギーのある幼児の中には、食べてはいけない食物を、保護者や担任等が知らないうちに食べたり触れたりして、その結果、アレルギー症状が出てしまい、身体を掻きむしったり、泣き出したりすることがある。
- ・病弱・身体虚弱のある幼児などの年齢等によっては、自分の状況が理解できず、あるいは遊びに夢中になるあまり、生活規制等を守らずに行動したりすることがある。

(3) 病弱・身体虚弱のある幼児などの抱える困難さに応じた支援の手立て

遊びの本質は、人が周囲の事物や他の人たちと思うがままに多様な仕方で応答し合うことに夢中になり、時が経つのも忘れ、その関わり合いそのものを楽しむことにあります。また、幼児は自己を十分に発揮して遊びや生活を楽しむ中で、体を動かす気持ちよさを感じたり、生活に必要な習慣や態度を身に付けたりしていきます。

しかし、病弱・身体虚弱のある幼児などは、運動機能としては走ったり跳んだりできるのに、生活規制等から一定の制約を受けたり、疲れやすいために長時間遊びに夢中になることを大人に止められたり、治療等のために食事が制限されていたりします。また、生活規制等により体験そのものが不足していることがあります。

病弱・身体虚弱のある幼児などが、遊びや生活の中でどのような困難さを感じ、そういう困難さに応じてどのような支援の手立てがあるのかを考え、当該幼児の実態に応じた支援をしていくことが大切です。病弱・身体虚弱のある幼児などの困難さや

困難さに応じた支援の手立てとして以下が考えられます。

①病弱・身体虚弱のある幼児などの抱える困難さ

- ・継続的な生活規制等により日常生活での体験を通して学ぶ事項について未経験であることによりできないことが多く見られる。また、経験の不足により活動等に対し消極的であったり、自尊感情が低くなりやすかったりする。
- ・就学前の発達段階において、周りの幼児たちが活動している中で、同じように活動できないことを理解し自己統制することが難しい。
- ・病状等によっては、在園途中で長期入院になり、計画どおりの支援が進められない場合がある。

②困難さに応じた支援の手立て

支援の手立てを考えるに当たっては、以下について予め把握するようにします。

- ・園での生活や活動において、どのような活動や行動をさせてはいけないのか。また、どの程度までの活動なら許容されるのか。
- ・自分の病気について、どの程度理解しているか。(病気の理解、自己理解)
- ・自分でコントロールしなければならないことについて理解しているか。(例えば、服薬が必要なことを理解している、活動中に休憩することを理解している、つらいときには自分から先生に伝えるなど)
- ・自分の病気に対してどのような不安があるか。健康回復しようとする意欲があるか。
- ・これまでの生活規制などによる不満やストレスはないか。

そして、困難さに応じた支援の手立てとしては以下が考えられます。

- ・病気の特性や状態、体力等を十分に考慮しながら様々な活動が展開できるように工夫する必要がある。特に、活動が過重負担となり、そのために病気の状態や健康状態を悪化させるということがないようにする必要がある。当該幼児が、園生活を継続して楽しむためには、心身が健康であることが重要であり、そのためには、必要な服薬を守る、無理せず心身の状態に応じて活動に参加できるかできないかを判断する、必要なときに必要な支援を求める、食物アレルギーのある幼児が食物制限を守って食事をするといったことなどの必要性について、園での生活等を通して幼児

なりに理解できるように配慮することが大切である。

- ・病弱・身体虚弱のある幼児などが、自分の病気を正しく理解し、自己コントロールを図りながら、適切に活動に参加したり、薬を服薬したりすることは難しい。特に、薬の管理は園が適切に行い、必要に応じて服薬をさせることが求められる。しかし、継続的に服薬が必要な幼児にとっては、適切な時間に適切な量を服薬する意識を高める必要がある。就学後、また将来を見通して、服薬が必要な際には、適切な時間や量について、少しずつ意識できるように、先生が声掛け等を行うことが大切である。なお、医療機関等からの指示に基づいた薬の管理や服薬に十分留意する必要がある。
- ・心臓疾患や手術後の幼児については、運動の規制がある場合が多い。周りの幼児が体を思い切り動かし活動していれば、自分も同じように参加し、活動したいと思う。そのような当該幼児の気持ちを理解するとともに、適宜、当該幼児に現在の体の状況を伝え、自分の病気や体調管理について自覚を促す支援が大切である。一方で、運動の規制があっても、医療機関等との話合いで、できる活動や程度を確認し、必要以上に制限をすることなく、その年齢、その学年にふさわしい様々な活動や学びが展開できるようにすることも必要である。
- ・食物アレルギーのある幼児の中には、食べてはいけない食物を先生などに分からないようにして食べたり触れたりして、その結果、アレルギー症状が出てしまい、呼吸困難になったり、身体を掻きむしったり、泣き出したりする場合がある。食物アレルギーについては、誰が何を食べてはいけないのかを園内で共通理解を図り、緊急時の対応としてのエピペンの取扱いなどについても研修を受けることが考えられる。
- ・先生は、対象の幼児の病気について、正しい知識を得るとともに、当該幼児の気持ち（治療への不安や園生活への不安など）を理解した上で指導に当たることが大切である。さらに保護者の同意が得られれば、必要に応じて周りの幼児へも病気のことや関わり方について伝え、幼児同士の適切な関わり合いができるようにする。
- ・病状等によっては、集中的な治療が必要なため在園途中で長期入院になり、計画ど

おりの支援が進められない場合がある。また、病院を退院して登園できるようになったとしても、寛解（病気を抑えることができている状態）であり、その後、何年も通院・服薬を続けて完治を目指す場合がある。その際には、通院や体調不良、服薬による不調等で欠席することがあるため、家庭や医療機関、療育機関等との連携を図り、登園できるときは、円滑に園生活ができるようにすることが重要である。また、他の幼児にも理解を促し、幼児同士の適切な関わりができるようにすることも大切である。

【喘息やてんかんの例】

- ・喘息やてんかんのある幼児で発作を起こしていないときなど、普段は健康な幼児と同じ身体活動が可能な場合には、過度にならない範囲で、身体活動を積極的に行えるようにする。その際、自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら安全な生活をつくり出せるように配慮することが大切である。ただし、園生活において、発作を誘発するような要因については、配慮する必要がある。本人が発作を誘発する要因になるのではないかと心配される活動等を強く希望する場合は、保護者に相談し対応するようにする。

【腎臓疾患や心臓疾患の例】

- ・腎臓疾患や心臓疾患のある幼児など、病気の状態に応じて身体活動に何らかの制限がある場合には、活動の内容と程度、指導方法、休憩のとり方などを適切に定め、無理のない範囲で活動できるよう工夫する。その際、自ら活動する中で、自己の存在感や充実感を味わえるようにすることが大切である。

【二分脊椎や脳性まひの例】

- ・二分脊椎や脳性まひのある幼児など、四肢・体幹に運動・動作の障害がある場合、可能な限り自発的な活動ができるようにするとともに、必要に応じて動作を補助したり、装具や自助具などを活用したりする。その際、周囲の人に主体的に関わる、活動を楽しむ、自ら考え行動する、諦めずにやり遂げる、自信をもって行動するといったことができるようにすることが大切である。目に見えて理解しやすい障害であるため、発達段階によっては、周りの幼児が積極的に支援をしようとする場合がある。互いの理解を促し、適切な関係を築くためにはとても大切な関わりである。周りの幼児の支援する気持ちを大切にしながらも、障害のある幼児などが、けがや

事故のないよう、先生から、他の幼児にできる支援について伝えるとともに、障害のある幼児などが自分で頑張ろうとしていることを見守ることも大切な支援であることを伝えるようにする。

(4) 困難さに応じた支援を活用して園での遊びや生活を展開する

先生の必要な支援の下で、病弱・身体虚弱のある幼児などが園での遊びや生活を楽しみ、他の幼児との関わりを広げていけるようにすることが大切です。他の幼児との関わりを深め、遊びを展開していく際に大切なことがあります。それは、病弱・身体虚弱のある幼児などの困難さに応じた支援を、他の幼児との関わりや集団の生活の中で自然に取り入れていくことです。しかし、その支援によって、他の幼児が遊びを楽しめなくなることは避ける必要があります。病弱・身体虚弱のある幼児などが、クラスの一員として他の幼児と共に遊びや生活を楽しめるようにすることが大切です。

コラム サッカー遊びを通して（5歳児）

～遊びの中に休憩時間を取り入れる工夫をする～

支援のポイント

激しい運動や活動時間の制限があることから、体を動かす遊びの中で、うまく体を休める時間をつくる必要があります。

他の幼児との関わりにおける先生の思い

E児は他の幼児と一緒に活動がしたい気持ちはあるが、これまでの保護者や先生からの管理等により激しい運動や活動時間に制限があることは理解しつつあります。しかし、一緒に活動したい気持ちが強く、遊びや活動に夢中になり、制限を忘れて活動してしまう場面が見られます。幼児皆が自然に休憩時間を設けるような設定を取り入れることで、E児だけが、不自然な形で遊びを中断することは避けたい。

サッカー遊びの様子

E児は心臓疾患があり、激しい運動や活動時間に制限があります。しかし、E児

は体を動かすことが好きで、他の幼児と一緒に遊んでいると没頭してしまい、体を休めることを忘れてしまうことがあります。

数人の幼児がサッカーを始めようと園庭に集まってきました。E児も仲間に入りました。先生は、E児の保護者と確認した運動制限の時間を気にしながら、E児の様子を見守ることにしました。

5歳児クラスになり、E児と一緒に過ごしてきた周りの幼児は、E児の運動制限について理解できるようになってきていました。そのため、X児が「Eちゃんは、あまり動くと体によくないから、ゴール前の所を守って、ボールが来たら蹴るようにしてもらおう」とE児の動きがあまり激しくならないような提案をしました。そして、側にいたY児が、E児に「どう？」と意思を確認すると、E児は「いいよ」と返事をしました。他の幼児から「ゴールの前にEちゃんがいたら、しっかり守れるね」「Eちゃん、よろしく！」と言われて、E児は一緒に活動できることが嬉しい様子でした。

また、Z児は「長い時間、動くのもいけないから、先生にタイマーを借りて、3分経ったら、皆で休憩するようにしよう」とE児に合わせたルールを提案しました。他の幼児も「先生のタイマーか！ いいね」、「タイマーやる！」など、新たなルールに期待をもち始めました。先生が「タイマーなら、Eちゃんも分かるし、皆も休憩の合図が分かるね」と言うと、他の幼児たちもすぐに納得し、「タイマー、誰がする？」、「タイマーやりたい人！」と、すぐに新しいルールを取り入れてサッカーを始めました。

他の幼児と共に遊びや生活を楽しむことができるような支援を考える

運動等に制限がある幼児については、主治医や保護者からの配慮事項をしっかりと確認した上で、当該幼児が自分の病気について理解し、適切に休息をとるなど少しずつ自分でコントロールできるようにすることが大切です。しかし、幼児は遊びに夢中になると、時が経つのも忘れて遊びます。そのため、本人が「このぐらいの時間なら大丈夫」、「この遊びなら大丈夫」と理解はしていても、遊びに夢中になっていると自分でコントロールできないことも生じてきます。

そこで、最初は、先生が自然な流れの中で必要な運動の制限の言葉を掛けていきます。その際、遊びを楽しんでいることを中断する、当該幼児だけ参加できないと

いったことができるだけないような遊び方の工夫が必要です。保育室には、予め自分から休息がとれるようなこぢんまりとしたコーナーを用意しておき、いつでも休むことができるようにしたり、ごっこ遊びなどを楽しんでいるときに、「夜になったから寝よう（休む）」、「車に乗ろう（座る）」、「開（閉）店は〇時です」などの言葉を掛けたりして、遊びの延長上のイメージをもって、体を休めることを意識できるような働き掛けをすることも考えられます。

常に、当該幼児の状況を把握し、先生の関わりがモデルとなって必要に応じてどのように関わるとよいのかを周りの幼児にも伝え、周りの幼児が理解できるようにしながら、幼児同士の互いの理解につなげていくことが大切です。